

Xin chao (シン・チャオ) 你好 (ニーハオ) Olá (オラ) こんにちは Hello (ハロー) Magandang tanghali! (マガンダン・タンハーリ)

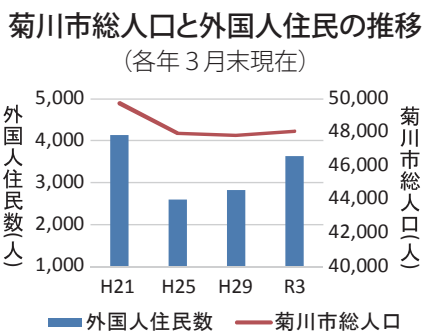
多文化共生社会の 実現を目指して

第4次菊川市多文化共生推進行動指針を策定します

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。社会情勢の変化や、これまで取り組んできた多文化共生施策の課題などを踏まえ、「第4次菊川市多文化共生推進行動指針」を策定します。

問い合わせ 地域支援課市民協働係(プラザきくる内☎35-0925)

参照1



現在、外国人住民(29カ国)の

永住・定住の資格を持つ人が
およそ8割

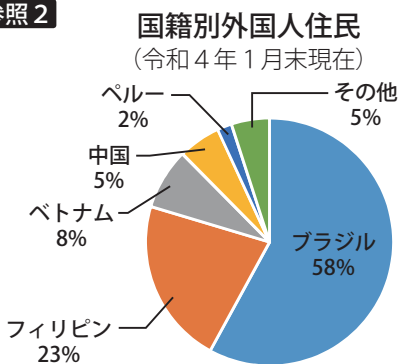
※令和4年1月末現在

しかし、本市の外国人住民数は3,552人で、総人口に対する比率は7.4%と、県内で1番高い値※です。特に、外国人住民が多く住んでいる小笠地区では、13.5%が外国人住民となっています。(参照1)

市内の外国人住民数は、リーマンショック以降の景気低迷や、東日本大震災の影響によって平成20年をピークに減少を続けていました。その後、平成28年より増加に転じていましたが、令和3年3月末の外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、前年より僅かに減少しました。

外国人比率が県内No.1

参照2



菊川市では、平成20年に第1次菊川市多文化共生推進行動指針、平成25年に第2次指針を策定し、言葉や教育など、多文化共生に関するさまざまな課題に対応してきました。平成29年3月には第3次指針を策定し、「国籍を超えて、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生社会」の実現を基本理念とし、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

地域の一員として共に暮らす

内、およそ60%がブラジル国籍、およそ20%がフィリピン国籍で、ベトナムなどアジア圏の国籍の人が増えています。(参照2)

「永住型在留資格※」を持つ人は、およそ80%を占め、技能実習生の割合が増加しています。

※永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

第3次指針では、「安心した生活の実現」に重点を置いていました。しかし、第4次指針では、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、地域社会の一員と捉え、互いを認め尊重し合いながら、暮らしていける社会づくりを目指していきます。

現在、外国人住民の増加・多国籍化や、在留資格「特定技能」の創設、デジタル化の進展、自然災害の激甚化、多様性を尊重する社会実現への動きなど、多文化共生を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。これらの現状を踏まえ、より一層の多文化共生施策の推進を図っていきます。

多文化共生講座参加者募集中

講座名 多文化共生交流会「多様な文化に触れ、多文化理解を深めてみませんか！」

日時 3月19日(土)午後2時～4時

会場 プラザきくる3階会議室

申込方法 下記へ電話で申し込み

☎・📍 地域支援課市民協働係
(プラザきくる内☎35-0925)

